

2023-6 税務・労務・法務情報

RR 2023-04 電子申告義務者の対象拡大

eBIRFormsを利用した申告書の提出が義務付けられる納税者の対象が拡大されました。以下が追加対象となります。但し、すでにeFPS適用者は除外されます。

1. 税務代理人及びその税務代理人が関与するクライアント
2. BIR認可印刷業者
3. 不動産業者／開発業者
4. 納税額のない申告者
5. 政府支配会社
6. 地方自治体及びバランガイ
7. 国家電力管理局（NEA）および地方水道公社（LWUA）に登録された協同組合

RR 2023-05 内国法人が受領する海外からの配当金免税要件の修正

RR2021-05において、内国法人が海外から受領する配当金を非課税とする定めがあります。本規則はこの非課税とされる要件を修正するものです。

以下の要件を全て満たす場合に、非課税とされます。

- A. 配当金受領日から翌課税年度以内に事業運営に再投資されること
- B. 運転資金、資本支出、配当金、国内子会社への投資、インフラ投資に使用されること
- C. 海外法人の発行済株式の20%以上を最低2年間保有していること（海外法人が新設2年未満の場合は全期間）

非課税措置の提供を受けるためには、以下の申告手続きが必要。

1. 配当金受領日の属する課税年度の確定申告書に所定の宣誓供述書（様式A）を添付すること
2. 配当金受領日の翌課税年度の確定申告書に所定の宣誓供述書（様式B）を添付すること

非課税要件を満たさないこととなった場合は、修正申告・納付が必要。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)